

山陰海岸国立公園

公園計画変更書

[一部変更]

令和4年8月26日

環 境 省

目次

第1 公園計画の変更	1
1 変更理由	1
2 事業計画の変更内容	2
(1) 施設計画	2
ア 利用施設計画	2
(ア) 集団施設地区	2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

山陰海岸国立公園は、奥丹後半島基部の網野海岸から鳥取砂丘まで東西約75kmにおよぶ海岸線及び海域を中心とする公園であり、陸と海とが一体となった変化に富む海岸景観が特色となっている。

本公園は、昭和30年6月20日に山陰海岸国定公園として指定され、昭和38年7月15日に国立公園に指定された。昭和46年1月22日には、竹野、浦富等の5箇所の海中公園地区が指定され、その後、平成2年4月に公園区域及び公園計画の全体的な見直し（再検討）が行われ、平成8年12月には第1次点検、平成18年12月に第2次点検、平成26年3月に第3次点検により、山陰海岸国立公園の特色ある海岸海上景観の保全強化や、海洋の自然環境の保全及びその持続可能な利用を一層推進するため、海域の公園区域が拡張された。

本公園のうち鳥取砂丘周辺地域は、砂丘の特異な景観、またそれを活用した様々な体験コンテンツを求めて多くの利用者が訪れる本公園随一の利用拠点であり、多様な利用ニーズに対応するため鳥取砂丘集団施設地区が設けられている。しかしながら、老朽化した施設や空き家、乱立するサイン類により風致景観の悪化が見られ、近年増加しているインバウンド利用者への対応も十分でないなど、良好な景観や体験滞在環境の上質化が急務となっている。そのため令和2年2月には「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」（環境省・鳥取県・鳥取市）が策定され、同計画に基づく各種整備が予定されているところである。特に令和4年度には、車いすでも鳥取砂丘を眺望できるバリアフリーの展望デッキの整備が計画されている。また鳥取砂丘野営場においては隣接する鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の区域と一体的に、グランピングも含めた多様なニーズに対応できる野営場として再整備する計画がされている。これらの整備予定エリアは一部集団施設地区外の区域を含むため、集団施設地区への編入を要する。

今回の一部変更では、鳥取砂丘集団施設地区について、「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」を踏まえ、当該集団施設地区における優れた自然環境を活かしたまちなみ景観の形成や上質で快適な体験型滞在環境の創出を図るため、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204016号）の2（3）ウ「（略）他の地域振興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合」として、下記の事項について変更する。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

鳥取砂丘集団施設地区を、次のとおり変更する。

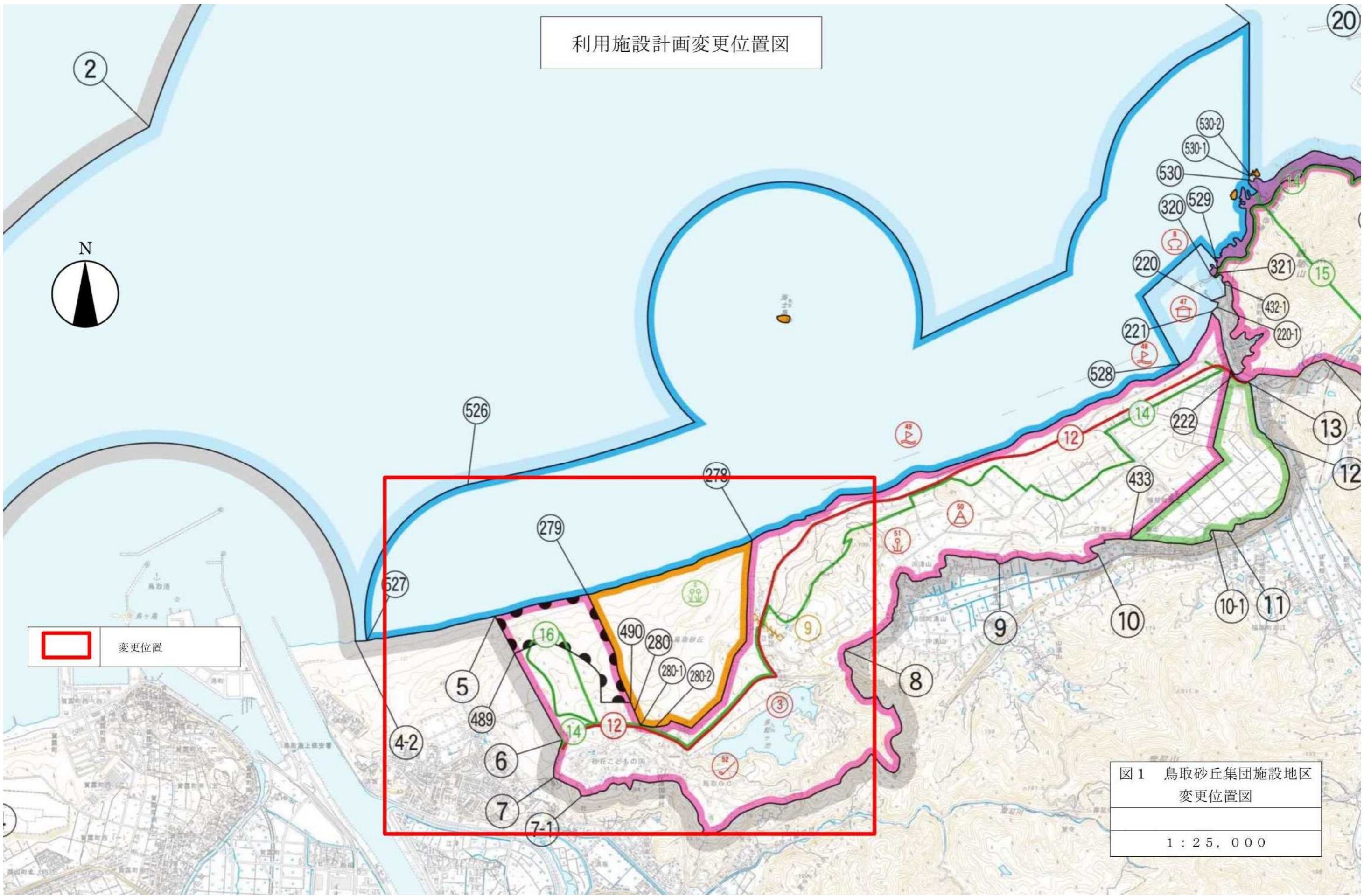
(表1：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
3	拡張	鳥取砂丘	昭 38.7.15 決定 平 2.4.6 再検討 平 8.12.25 第1回 点検	鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福 部町湯山の各一部	令和2年2月に策定された「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」(環境省・鳥取県・鳥取市)を踏まえ、既存の集団施設地区に隣接する区域を含めた一体的な整備を行うため周辺部を拡張する。	22.1	136.7

(表2：集団施設地区表) ※下線部が今回変更箇所。

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
3	鳥取砂丘	鳥取県鳥取市内 国有林鳥取森林 管理署1林班の 一部 鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福 部町湯山の各一 部	本地区は、砂簾、風紋等の自然現象がみ られる鳥取砂丘に隣接し、周囲は、クロマ ツ、ニセアカシアの防砂林に覆われてい る。また、本公園の西側の玄関口に当た り、鳥取空港から近くアクセスも良い。 利用形態は、主に鳥取砂丘の散策、展望 休憩、宿泊等である。 この恵まれた景観やアクセスの良さを活 かし、野外レクリエーションの拠点となる よう施設を計画するものとする。 なお、整備にあたっては、「 <u>鳥取砂丘エ リア 国立公園利用拠点計画</u> 」(環境省・ 鳥取県・鳥取市)に整合したものとなるよ う留意するものとする。また、 <u>鳥取砂丘線 道路(車道)及び鳥取砂丘からの眺望に配 慮するものとする。</u>	第1整備計画区	<u>鳥取砂丘への主要な導入部にあたるため、砂丘散策・眺望利用者の ための博物展示施設、駐車場、公衆トイレ等の公共施設を整備する。 また、砂丘を眺望するためのバリアフリー歩道等を整備する。</u>	5.8 (3.4)	一般計画 昭38.7.15決定
				第2整備計画区	鳥取砂丘エリアの最大の利用拠点であるため、鳥取砂丘利用者のた めの休憩所、駐車場及び宿舎を整備する。なお、整備にあたっては、 <u>砂丘からの眺望に配慮するとともに、施設の色彩や外構、サイン類の 再整備により滞在環境の上質化を図る。</u>	18.8	平2.4.6再検討
				第3整備計画区	丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等を整備する。	8.5	
				第4整備計画区	<u>本地区の東西を結ぶ連絡・散策ルートとして、砂丘及び多鯨ヶ池の 眺望ができる場所への歩道及び休憩所を整備する。</u> なお、整備にあたっては、鳥取砂丘線道路(車道)鳥取砂丘線道路 (車道)からの風致の維持に配慮する。	12.5 (△3.1)	平8.12.25第1回 点検
				第5整備計画区	鳥取砂丘の堰止湖である多鯨ヶ池と周辺のクロマツ林の眺望を楽し む散策利用のための歩道及び休憩所並びに多鯨ヶ池の舟遊利用等の施 設を整備する。	45.8 (3.1)	
				第6整備計画区	鳥取砂丘 <u>中央部</u> の導入拠点として、駐車場、公衆トイレ等の公共施 設を整備する。	2.3	
				第7整備計画区	本地区の東西を結ぶ丘陵に位置し、鳥取砂丘の展望を活かした宿泊 施設や休憩所等、 <u>滞在型利用を推進するための施設</u> を整備する。 なお、整備にあたっては、砂丘からの風致の維持に配慮する。	7.8 (△3.0)	
				第8整備計画区	<u>学校教育をはじめとする散策利用や、鳥取砂丘を活用したアクティ ビティの導入地点となっており、それら利用者のための情報発信、便益 提供のための施設を整備する。</u>	7.0 (2.0)	
				第9整備計画区	<u>鳥取砂丘西側の滞在型利用の拠点として、野営場や宿泊施設、児童厚 生施設等が整備されている。鳥取砂丘を活用した野外活動・教育の推進 のための機能の充実、滞在型利用推進のための情報発信や多様な利用 環境の整備を図る。</u> なお、整備にあたっては、極力クロマツ林を残存させ、あわせて湿 原の保全にも配慮する。	28.2 (19.7)	
				道路(車道)	鳥取砂丘線道路(車道)から各施設への進入路を整備する。		
道路(歩道)	中国自然歩道線道路(歩道)と各施設を連絡する歩道を整備する。						
給排水施設	各地区内への給水施設及び地区内の汚水を一括して地区外へ排出す る排水施設を整備する。						

					国	公	私	
				面積計	24.9	32.8 (18.7)	79.0 (3.4)	
							136.7 (22.1)	



利用施設計画変更位置図

変更位置

図1 鳥取砂丘集団施設地区
変更位置図

1 : 25, 000

集団施設地区計画図



拡張区域線凡例	
【3-1】	
1-2	道路敷(含)界
2-3	特別保護地区界
3-4	道路敷(除)界
4-1	道路敷(含)界
【3-2】	
5-6	自転車道(除)界
6-7	土地所有別(県)界
7-8	国立公園界(稜線界)
8-9	土地所有別(県・私)界
9-5	土地所有別(県・私)界

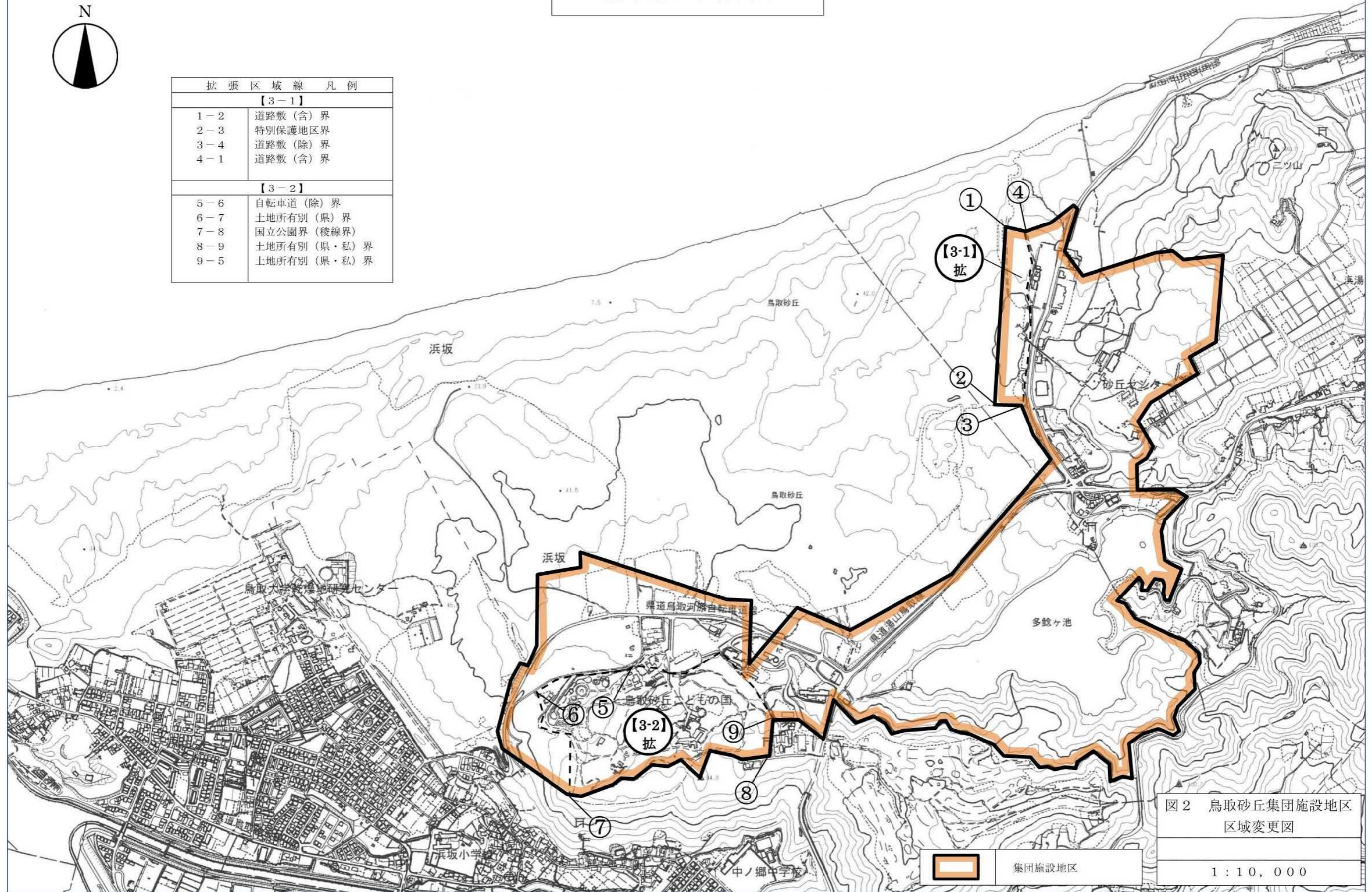
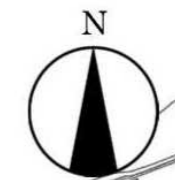


図2 鳥取砂丘集団施設地区
区域変更図

1 : 10, 000

鳥取砂丘集団施設地区地割変更図



区域線	
1-2	道路敷(含)界
2-3	天然記念物指定地界
3-4	方位角・直線界
4-5	方位角・直線界
5-6	方位角・直線界
6-7	方位角・直線界
7-8	道路敷(含)界
8-9	国立公園界(道路敷(含)界)
9-10	国立公園界(稜線界)
10-11	土地所有別(県)界
11-12	自転車道(含)界
12-13	土地所有別(県・私)界
13-14	土地所有別(市・私)界
14-15	道路敷(除)界
15-16	見透線界(路肩・逆路角)
16-17	歩道敷(含)界
17-18	見透線界(路肩・逆路角)
18-19	道路敷(除)界
19-20	稜線界
20-21	汀線界
21-22	沢界
22-23	道路敷(除)界
23-24	見透線界(路肩・路肩)
24-25	稜線界
25-26	方位角・直線界
26-27	方位角・直線界
27-28	方位角・直線界
28-29	方位角・直線界
29-30	沢界
30-31	方位角・直線界
31-1	方位角・直線界

区域線	
3-4	3 から真方位角294° 距離460mの点と 3 を結ぶ直線界
4-5	4 から真方位角173° 距離60mの点と 4 を結ぶ直線界
5-6	5 から真方位角262° 距離144mの点と 5 を結ぶ直線界
6-7	6 から真方位角176° 30' の直線が道路と交わる点と 6 を結ぶ直線界
25-26	25 から真方位角58° 距離166mの点と 25 を結ぶ直線界
26-27	26 から真方位角332° 距離56mの点と 26 を結ぶ直線界
27-28	27 から真方位角59° 距離120mの点と 27 を結ぶ直線界
28-29	28 から真方位角6° 30' 距離220mの点と 28 を結ぶ直線界
30-31	30 から真方位角254° 30' 距離270mの点と 30 を結ぶ直線界
31-1	31 から真方位角321° 30' の直線が道路と交わる点と 31 を結ぶ直線界

地割線	
32-33	工作物(擁壁)(含)界
33-1	道路敷(含)界
34-35	見透線界(路肩・路肩)
35-36	道路敷(除)界
36-37	見透線界(バス停南端・信号機)
37-38	道路敷(除)界
38-39	地類界(林地・施設界)
39-23	道路敷(除)界
40-41	道路(中心線)界
41-42	地類界(林地・施設界)
42-43	道路敷(含)界
43-44	道路中心線から60m線界
45-46	工作物(排水施設・駐車場)(除)界
46-47	見透線界(路肩・道路中心点)
47-48	道路(中心線)界
49-50	沢界
50-51	汀線界
51-52	国有林界
52-53	歩道(中心線)界
53-54	沢界
54-21	汀線界
55-47	道路(中心線)界
56-57	道路敷(含)界
57-58	見透線界(路肩・路肩)
58-12	道路敷(除)界
7-57	道路敷(除)界

地割変更線	
38-64	見透線界(道路横断)
64-53	道路敷(含)界
57-65	道路敷(除)界
10-63	国立公園界
63-13	土地所有(県・私)界
66-67	道路敷(含)界
67-68	見透線界(道路横断)

拡張区域線	
59-60	道路敷(含)界
60-61	特別保護地区界
61-62	道路敷(含)界
62-59	道路敷(除)界
12-11	自転車道(除)界
11-10	土地所有別(県)界
10-63	国立公園界(稜線界)
63-13	土地所有別(県・私)界
13-12	土地所有別(県・私)界

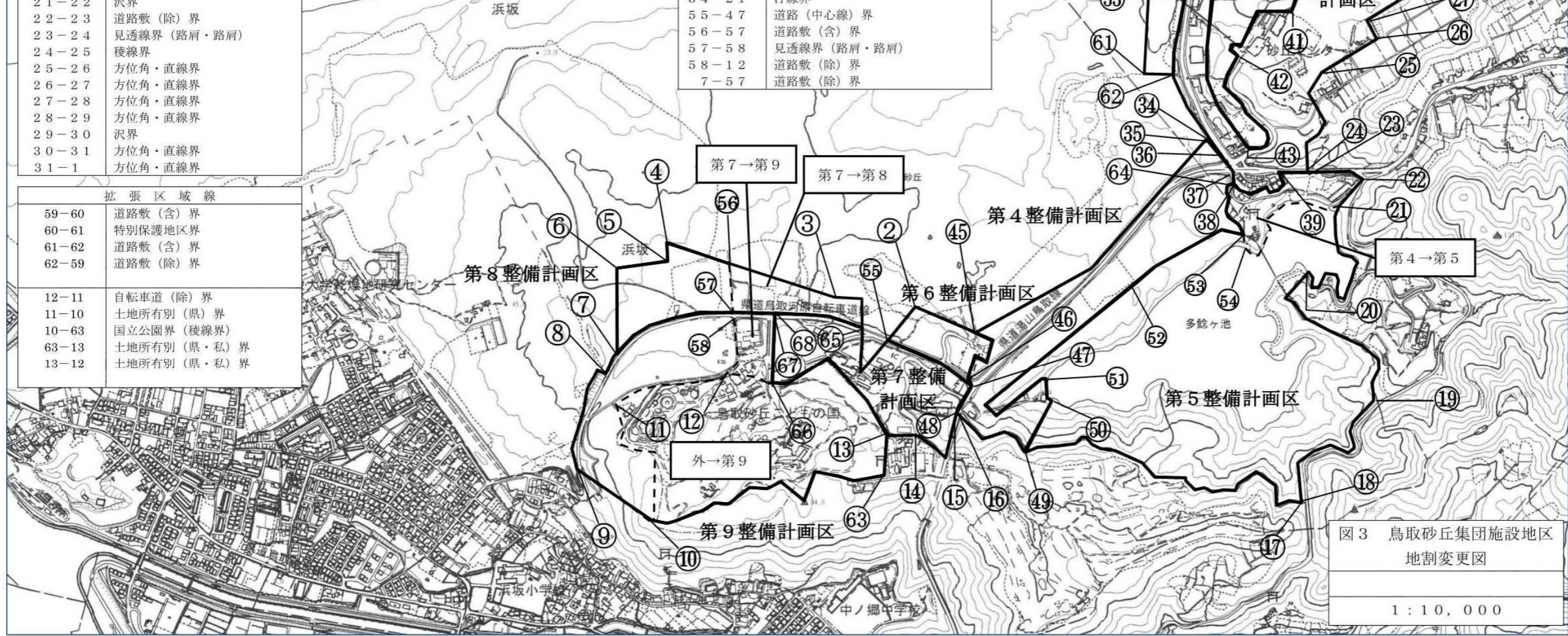


図3 鳥取砂丘集団施設地区地割変更図
1:10,000